

# 阿蘇家保だより

平成29年6月号

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612

## 飼養衛生管理基準が一部改正されました

家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、日頃の飼養管理において所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めています。

平成23年の家畜伝染病予防法の改正から5年を経過したことから、平成29年2月に飼養衛生管理基準が一部改正されました。家畜保健衛生所では毎年、農家を巡回し飼養衛生管理基準の遵守状況を調査するとともに、その場で改善をお願いしています。市町村及び関係団体の皆様には農場の飼養衛生管理基準遵守に御協力をお願いします。

### 【主な改正点】

- ① 豚及びいのししに食品循環資源を原材料とする飼料を利用するに当たっては、生肉が含まれる可能性がある場合には飼料の加熱処理を行うこと。
- ② 畜舎に侵入した野生動物による病原体伝播の可能性が考えられるため、現行の給餌施設等への野生動物の排せつ物の侵入防止の規定に加え、家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止対策をとること。
- ③ と畜場やふん尿処理施設に持ち込まれる家畜の死体や排せつ物による病原体伝播の可能性が考えられるため、家畜の死体及び排せつ物を移動する場合はシートで覆うなどの対応をとること。

また、平成29年度の定期報告による飼養衛生管理基準のチェックでは、以下の項目で遵守率が低い傾向がありました。家畜所有者の皆様には、家畜伝染性疾病を農場に持ち込まないためにも、飼養衛生管理基準の遵守に努めていただくよう、よろしくをお願いします。

項 目	遵守率 (肉用牛)	遵守率 (乳用牛)
飼養衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	52.0%	69.4%
給餌施設や飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないような措置をしている。	66.2%	72.2%
飼養衛生管理区域に入った者の記録を作成し、少なくとも1年以上保管している。	48.0%	51.3%

平成29年5月30日時点 集計途中結果

## 家畜衛生関係事業推進会議を開催しました。

5月25日、当所研修館において平成29年度阿蘇地域家畜衛生関係事業推進会議を開催しました。本会議では、市町村及び畜産関係団体を集めて、防疫関係事業の計画について周知を図り協力を依頼するとともに、家保が取り組んでいる肉用牛繁殖検診の成績や農場HACCPの概要について説明を行いました。

また、会議の前には阿蘇地域振興局農業普及・振興課による畜産関係事業担当者会議も開催され、熊本地震からの牧野の復旧・復興に向けた事業への取り組みや、阿蘇地域での高病原性鳥インフルエンザの発生時の市町村や関係団体との協力体制について説明が行われました。

## 夏期における死亡牛適正処理について

48ヶ月齢以上の死亡牛については、牛海綿状脳症対策特別措置法により、死亡の届出およびBSE検査の実施が定められています。

これから気温が高くなると、暑熱により死亡牛が増加するとともに、腐敗の進行が早くなりBSE検査や化製処理が困難となる事例があります。腐敗の進行が著しく、化製処理が困難になった死亡牛で、熊本蛋白ミール公社から「腐敗牛」と認定された場合は、月齢に関係なく「腐敗牛処理料35,000円」が徴収されます。

熊本蛋白ミール公社及びBSE検査所では、暑熱により死亡牛が増加する夏期（7～9月）は、受付時間を延長し土曜日でも15時まで搬入が可能です。牛が死亡したら、熊本蛋白ミール公社への迅速な搬入及び搬入時間の事前連絡をお願いします。

## 近隣諸国における悪性家畜伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	4月24日、4月28日	牛	A型
		5月15日	牛	O型
	モンゴル	4月11日	牛	O型
高病原性 鳥インフルエンザ	ロシア	1月16日～5月22日	家禽	H5N8
	台湾	1月9日～5月17日	家禽	H5N2
	ベトナム	2月19日～5月26日	家禽	H5N1

平成29年5月28日時点

## 毎月20日はくまもと家畜防疫の日

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。

下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

